

中野区立緑野小学校「いじめ防止基本指針」

緑野小学校は、人権尊重の理念に基づき、緑野小学校のすべての児童が、安心して楽しい学校生活を送ることができるように、いじめの根絶を目的に「いじめ防止基本指針」を策定し、公表します。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

2 いじめ対策のための校内組織の機能強化

生活指導部に位置づけた「子供支援会議」の機能を強化し、日頃から恒常的に学校生活における児童や学級の様子や情報の把握や情報共有に努めるとともに、学級や児童の状況により、校長、副校長、生活指導主任等で構成した会議を設定し、迅速に早期対応や重大事態への対応を行います。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応等に関する取組み（別表）

4 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身または財産に被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告します。
- (2) いじめにより心身に著しい被害が生じた場合は、中野区教育委員会、中野区教育相談室、中野区子ども家庭支援センター、東京都杉並児童相談所等、関係機関と連携して対応します。
- (3) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われる場合は、野方警察署と連携して対応します。

5 保護者への連絡と支援、助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明した事案に関する情報は、人権やプライバシーに配慮し、関係する保護者に適切に提供します。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める時は、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがあります。ただし、いじめには様々な要因があり、懲戒を加える際には、親身の指導等の教育的な配慮を十分に行い、いじめた児童が自らの行為を理解、反省し、健全な人間関係を育むことができるように促します。

7 学校評価の実施

いじめ問題への取組み等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、改善を行います。

別表 「いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処等に関する取組み」

1 学校全体としての取組み

		児童にかかわること	保護者との連携・依頼	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○全教育活動を通した人権尊重教育、道徳教育の充実 ○道徳の時間の指導の充実による正しい判断力、思いやりの心情、規範意識を育成する。 ○伝え合いの場の工夫による授業改善、児童相互、児童と教師の温かい人間関係の醸成を常時行う。 ○全校あいさつ運動や「ふわっと言葉」の取組みで、安心できる学校、学級づくりの意識を醸成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、何でも話せる親子関係の構築を促す。 ○友達よさを見つけたり、物事を前向きにとらえたりする習慣づくりの具体例を紹介する。 ○保護者会等で保護者同士のよりよい人間関係づくりを促進させる。 ○セーフティ教室で、情報モラル教育を扱う。 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れている児童への声かけや、学級での優しい心遣いの醸成を図る。 ○日々の人間関係の悩みや学級でのかかわり方について、担任と相談できる学級づくりを進める。 ○いじめアンケートや個別面談で状況を確認する。 ○児童作品や持ち物、言葉遣い、行動等に担任が注意を向け、いじめの温床となる事象の是正を図る。 ○「子供支援会議」で事実確認と対応方針を決める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、持ち物、服装の乱れや破損、紛失、けがのチェックを行うことを家庭に依頼する。 ○家庭では、日常的な子供との会話で、気になる行動や人間関係の様子に配慮する。状況によっては、子供から事実を聞き取る。 ○家庭では学校の話をしたがらなくなる子供への対応と学校へ行きながらなくなる子供への対応等を行う。学校への情報提供 	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	被害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめは絶対に許されない」姿勢で、学年体制で本人や周囲の児童から聞き取りを行う。 ○被害児童の身体的、精神的な被害状況の把握とＳＣ等と連携した適切な初期対応をする。 ○「子供支援会議」の招集。全教員での事実確認と、いじめの原因や背景の調査と被害を継続させない対応策を実行する。担任への指導・支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭では、「わが子の安全を守る」姿勢を第一に、子供の不安な思いや苦しい気持ちに寄り添い、事実や心情を聞き取る。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針、取組み等への理解に努め、学校と同一歩調で解決に当たる。
		加害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○行為・行動の事実確認と「いじめは絶対に許されない」という強い指導で、本人に反省と謝罪を促す。 ○「子供支援会議」で、いじめの原因や背景の調査、事実確認を行い、加害者への親身な指導と、いじめの温床となる環境等の改善について、指導内容を決定する。担任、副担任を含む指導体制を構築する。 ○関係機関（警察、児童相談所等）との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、「いじめられた子供の安全を守ることを第一に対応する」ことを保護者に伝える。 ○保護者には、事実を冷静に受け止め、自分の子供の言い分を聞いて、事実の整合性を図り、学校と共同歩調で解決を図ることを依頼する。 ○家庭では、被害者である子供に、誠意ある謝罪等の対応をすることを、わが子に指導する。
	暴力を伴わないいじめ	被害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめは絶対に許されない」姿勢で、学年や専科も含めた体制で、本人や周囲の児童から聞き取りを行う。事実の確認を行い、時系列でまとめる。 ○被害児童の身体的、精神的な被害状況の把握とＳＣ等と連携した適切な初期対応をする。 ○「子供支援会議」の招集。全教員での事実確認と、いじめの原因や背景の調査と被害を継続させない対応策を実行する。担任への指導、支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、「わが子を安全を守る」姿勢を第一に、子供の不安な思いや苦しい気持ちに寄り添い、事実や心情を聞き取ることを保護者に依頼する。 ○家庭では、いじめの問題解決に向けた学校の方針、取組み等への理解に努め、学校と同一歩調で解決を図る。
		加害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○行為・行動の事実確認と「いじめは絶対に許されない」という強い指導で、本人に反省と謝罪を促す。 ○「子供支援会議」で、いじめの原因や背景の調査、事実確認を行い、加害者への親身な指導と、いじめの温床となる環境等の改善について、指導内容を決定する。担任、副担任を含む指導体制を構築する。 ○関係機関（警察、児童相談所等）との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、「いじめられた子供の安全を守ることを第一に対応する」ことを保護者に伝える。 ○保護者には、事実を冷静に受け止め、自分の子供の言い分を聞いて、事実の整合性を図り、学校と同じ姿勢で、解決を図ることを依頼する。 ○家庭では、被害者である子供への誠意ある謝罪等の対応をすることをわが子に指導する。
	行為が明確でないいじめ	被害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の心情を聞き取り、学校は「いじめからあなたを全力で守る」ことを約束する。 ○「子供支援会議」を招集し、全教員で事実の把握を行う。また全教員で校内での見回り、声掛けを強化し、被害を継続させない指導を強化する。 ○全教員で、いじめの原因や背景を調査し、共通認識で改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、「わが子の安全を守る」姿勢を第一に、子供の不安な思いや苦しい気持ちに寄り添い、事実や心情を聞き取ることを家庭に依頼する。 ○家庭では、いじめの問題解決に向けた学校の方針、取組み等への理解に努め、学校と同一歩調で解決を図る。
		加害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめは絶対に許されない」という毅然とした指導で、本人を含め関係する児童に事実確認を行う。 ○「子供支援会議」で、いじめの原因や背景の調査、事実確認を行い、加害者への親身な指導と、いじめの温床となる環境等の改善について、指導内容を決定する。担任、副担任を含む指導体制を構築する。 ○ＳＣや全教員で、いじめ防止の指導を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、「いじめられた子供を守ることを第一に対応する」ことを保護者に伝える。 ○保護者には、事実を冷静に受け止め、自分の子供の言い分を聞いて、事実の整合性を図り、学校と同じ姿勢で、解決を図ることを依頼する。 ○家庭では、被害者である子供への誠意ある謝罪等の対応をすることをわが子に指導する。
直接関係がない児童への対応		<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめを傍観していることは、いじめをしていることと同じである」ことを強く指導する。 ○友達に流されず、正しい判断をして、自分の意思で正しい行動ができることの大切さを指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭では自分の子供がかかわっていなくとも、いじめにかかわる情報があった場合は、学校に連絡する。 ○家庭では、どんな場合でも、いじめる側や傍観者にならない強い意志を、わが子に育てていく。 	
重大な事態への対処		<ul style="list-style-type: none"> ○「子供支援会議」が主体となり、被害児童を安全な場所に保護し、ＳＣ等による適切な対応をとる。 ○学級の全員の子供から聞き取り、事実確認をする。 ○加害児童から個別に話を聞き、相手の心情を推測させながら、自分の行為の重大さに気づかせる。 ○区教委、児童相談所等関係機関と連携し解決する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、被害児童・加害児童双方の保護者に連絡し、学校が把握した事実を話すと共に、保護者からさらに話を聞き取ってもらい、事実の照合を行う。 ○学校は、双方の保護者の同席の下、事実と双方の児童の心情に基づき謝罪と理解を促す。双方の子供をともによりよく育成する方向で、合意を図る。 	

2 家庭や地域との連携

各家庭での 取組み	○自分の子供に関心を持ち、子供のストレスや不安に早期に気づくことのできる親であること ○よいこと、悪いことに正面から対応し、毅然とした態度で接する親であること ○子供と日常的、積極的に会話をし、今の悩みや将来の夢を率直に話し合える親であること ○自分がされたくないことは、人にもしないという、相手の立場を大切にすることをしっかりと教える親であること ○あいさつや他者への思いやりある行動、規範意識に基づく行動など、子供のモデルとなる行動をとる親であること
地域での 取組み	○「地域の中で子供は育つ」ことを再確認し、町会等、各種関係団体と連携し、地域の教育力を高めていく。 ○子供たちへ、積極的なあいさつや声掛けを励行する。 ○地域行事や自然体験活動への子供たちへの積極的な参加を保護者にも呼びかける。 ○子供の気になる言動を、すぐに学校に情報提供できる体制を構築する。